

概要書

1 件名 ヤングケアラー支援について

2 提案理由

令和 4 年、沖縄県ではヤングケアラーの早期発見と支援施策等の検討を行う基礎資料とするため、県内の小学校 5 年生から高校 3 年生までの全ての児童を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査結果は、令和 5 年 3 月に公表され、「世話をしている家族がいる」と回答した児童生徒は全体の約 1 割程度おり、全国調査の結果よりも高い比率となった。

当調査結果の市町村別データ「北谷町データ」の情報を共有し、本町（子ども家庭課）における取り組みや課題を報告するとともに、今後のヤングケアラーの支援について体制整備を図りたい。

3 ヤングケアラー支援について 資料 1

(1) 現状 (調査結果) ※資料 P.3-4

(2) 動向・取り組み・課題 ※資料 P.5-13

(3) ヤングケアラー支援体制イメージ図 ※資料 P.14

令和5年度第12回総合教育会議

ヤングケアラー支援について



子ども家庭課 子育て支援係

【ヤングケアラーとは】

- ヤングケアラーは、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを行っている18歳未満の子ども」とされています。
- 日常的に過大なケアを行うことで、子どもらしい生活が送れずに、学業や進路、友人関係などに影響する場合があります。
- 幼いころから介護などのケアが日常的にあることで、自分自身の状況が当たり前と感じ、SOSを出せない人もいます。



【ヤングケアラーの例】



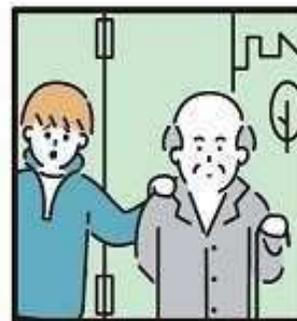
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

【沖縄県ヤングケアラー実態調査結果①】

2. ヤングケアラーと思われる子どもの人数(推定)

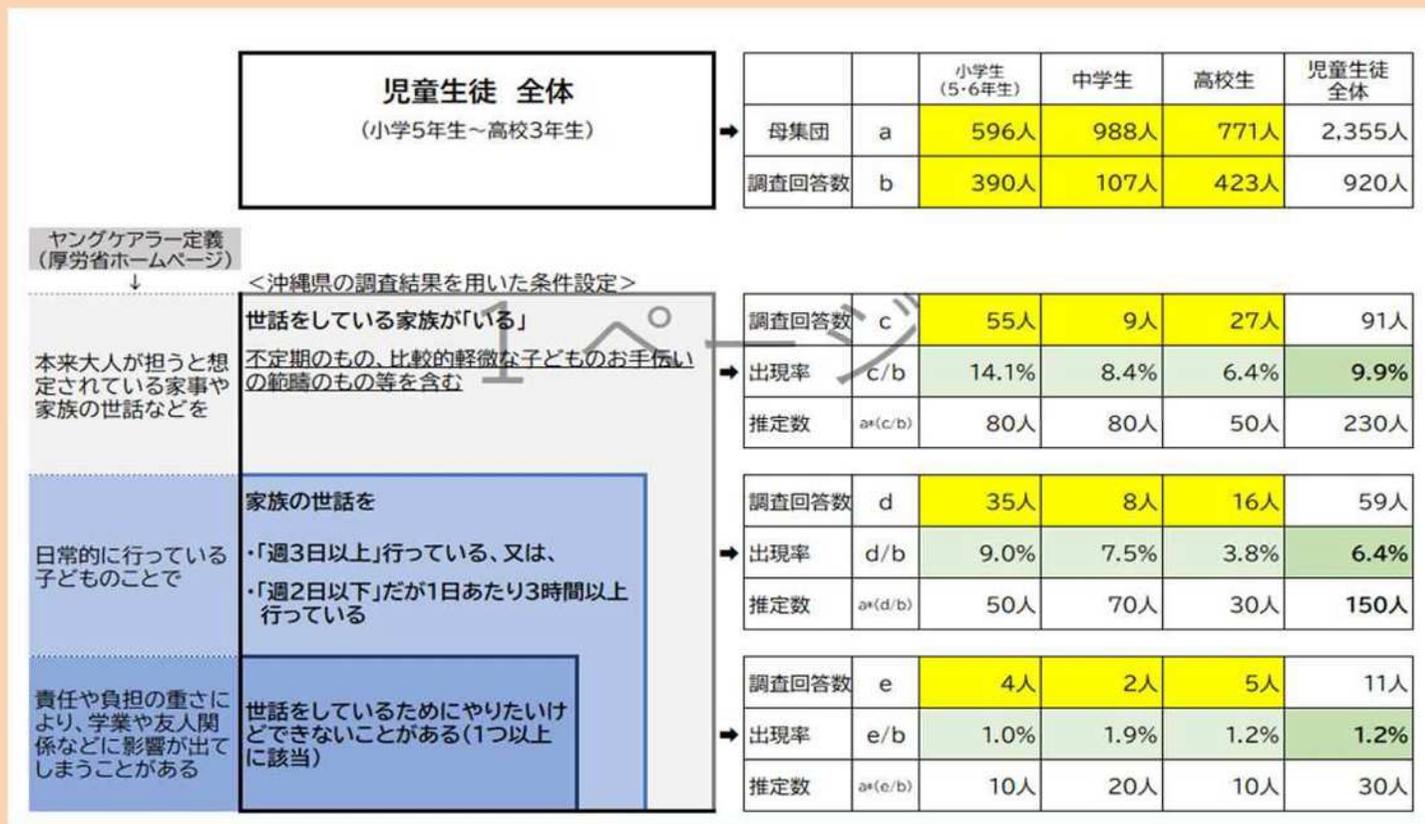
- 今回の調査結果を活用して沖縄県独自にヤングケアラーと思われる子どもの人数を推定した。
- 下記の条件設定に基づく、「ヤングケアラーと思われる子ども」は小学5年生～高校3年生の児童生徒全体の5.5%(約7,450人)、その中でも家族の世話により日常生活に影響がでている「何らかの影響が出ていて、支援が急がれる子ども」は1.8%(約2,450人)と推定される。

ヤングケアラー定義 (厚労省ホームページ) ↓	児童生徒 全体 (小学5年生～高校3年生) 100.0% (136,065人)
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを	<p><調査結果を用いた条件設定></p> <p>世話をしている家族が「いる」 不規則のもの、比較的軽微なお手伝いの範疇のもの等を含む</p> <p>世話をしている家族が「いる」子ども 10.7% (約14,550人)</p>
日常的に行っている子どものことで	<p>ヤングケアラーと思われる子ども 5.5% (約7,450人)</p>
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある	<p>うち、 何らかの影響が出ていて、 支援が急がれる子ども 1.8% (約2,450人)</p>

※1.上記の条件設定はあくまで調査結果に基づく推定による設定であり、支援の対象を限定するものではありません。
 ※2.推定数算出においては端数処理等を行っているため、児童生徒全体の人数に割合(%)を乗じた数値とは一致しません。
 ※3.今回の調査の対象は小学5年生～高校3年生であったため、上記の推定数も小学5年生～高校3年生の児童生徒に関する推定数となっています。

【沖縄県ヤングケアラー実態調査結果②】

市町村別データ<北谷町>



- ・ヤングケアラーと思われる子ども 6.4% (150人)
- ・何らかの影響が出て支援が急がれる子ども 1.2% (30人)

【国のヤングケアラー支援政策について】

- 令和3年3月に厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とする「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」発足。
関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、今後取り組むべき施策
 - ①早期発見・把握
 - ②支援施策推進
 - ③社会的認知度の向上
- 各自治体において、条例の制定や支援政策・支援体制の整備（①相談窓口の設置、②研修会・講演会の開催、③実態調査の実施、④連絡会・協議会等の設置、⑤支援マニュアル・ハンドブックの整備）が進んできている。

【国のヤングケアラー支援の動向】

- 令和5年12月こども家庭庁は、国や自治体による支援の対象として法律に明記し、対応の強化につなげていく方針を決定。次の国会への法律の改正案提出を目指す。
- 「子ども・若者育成支援推進法」を改正し、支援の対象を明確化。
- 「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とし、国や自治体の努力義務を課す。
- 法律に明記することで、地域による支援体制のばらつきを解消したい考え。
- 児童福祉の関連機関の連携を努力義務をすることを検討。

【県の取り組み】

ヤングケアラー支援体制強化事業（令和5年度）



事業概要

福祉・医療・介護・教育等の関係機関職員を対象に、ヤングケアラー発見の着眼点や発見後のつなぎや関わり方等について理解を深めるための研修を実施するとともに、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ヤングケアラー本人や保護者からの相談に対応する相談支援体制の強化など、新たな取組を実施

1. ヤングケアラー関係機関職員研修（継続）

福祉・介護・医療・教育等関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施

2. ヤングケアラー・コーディネーターの配置（新規）

支援体制整備に向け、関係機関等と連携して相談支援、適切な機関へのつなぎを行うコーディネーターを配置

3. ピアサポート等相談支援体制の推進（新規）

ヤングケアラー本人及び保護者等からの電話相談、SNS相談等への対応など、ピアサポート等の悩み相談支援体制を構築

4. オンラインサロンの設置・運営（新規）

ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置・運営

43

引用：令和5年度児童相談所新任・転入職員、市町村家庭児童相談員等合同研修会資料

【子ども家庭課における取り組み】令和4～5年度

①早期発見・把握

- ・ 関係機関へ周知チラシ・ポスター・カード（こども庁・県作成）を配布
- ・ 町立小中学校・町内高等学校の児童生徒へリーフレット（町発注）を配布

※リーフレットには、子どもが家事や家族のケアをすること自体は、悪いことではないことや、家族を支えることで、プラスの面もあることについて記載

②支援策の推進

- ・ 要保護児童対策地域協議会代表者会議において、関係機関との情報共有を実施（県担当課より行政説明、町教育委員会指導主事より町の状況について報告、厚生労働省研修動画を視聴、県実態調査結果を共有構成機関へアンケートを実施）
- ・ ケース進行管理会議及び個別支援会議において、関係機関と支援世帯の共有を図る（支援世帯2世帯）
- ・ 新規事業（子育て世帯訪問支援事業等）の検討

③社会的認知度の向上

町公式ホームページにて周知を行う

（ヤングケアラーについての周知・相談先の案内・当事者へのメッセージ）

【子ども家庭課における課題①】

①発見・把握の難しさ

- 現在子ども家庭課において、ヤングケアラーに係る支援世帯は、全ケース数の4%となっている。実態調査の結果から、まだ支援につながっていない世帯（推計値150人：県実態調査より）があると思われるが、発見・把握が子ども家庭課だけでは難しい状況にある。
- 家庭内の課題は表面化しづらい場合があり、日頃から子どもの様子をよく知っていたり、信頼関係が構築されていたりするような学校関係者の役割が重要となる。ヤングケアラー本人と接する時間が長く、発見・把握等で重要な学校（教職員・心の相談員・スクールカウンセラー）や、課題を抱えた子どもや保護者の環境調整を行う学校教育課SSWなど、教育委員会との連携を図る必要がある。

【子ども家庭課における課題②】

①支援体制が確立していない

- 要対策（子ども家庭課）においては、児童虐待相談や対応の流れについて、町独自のフローチャートを作成し、関係機関に周知し連携を図っている。児童虐待防止法及び児童福祉法の下、虐待の定義、通報・通告及び守秘義務が明確であり、社会的関心も高まっている状況である。
- ヤングケアラーにおいても、主な把握先となる学校や、学校教育課・福祉課（障害福祉係・高齢者福祉係・地域福祉係）等の関係課や関係機関と連携しながら気づきのポイントや相談の流れ、各機関の役割などについて、共通の認識を持つことが大切である。支援体制の整備を進めていくため、町としての支援方針の確立や支援体制構築に向けて協議していく必要がある。

【検討事項】

- ヤングケアラーは法律で定められた判断基準や明確な定義が設けられていないことから、「ヤングケラーとはどのような状態にある子どもを指すのか」という点において、関係機関ごとに異なる解釈を持っていることが考えられる。
- ヤングケアラーと思われる子どもを見逃すことなく支援につなぐために、関係機関と連携し、支援策について共有する場を持ちたい。

【ヤングケアラー支援体制イメージ図】

＜関係課連携図＞

ヤングケアラー本人と接する時間が長く、気づき・見守り等で重要な役割を担う



【ヤングケアラー支援について共有したい内容】

- ①関係機関の連携に向けた情報交換
(各機関におけるヤングケアラー把握及び支援状況等)
- ②研修会の実施
- ③支援制度の検討
- ④支援マニュアルの作成
- ⑤ヤングケアラーの早期発見、
把握、支援の推進に必要な事項

